

各 位

旭川信用金庫

未利用口座管理手数料徴求開始にともなう預金規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2025 年1 月より2 年以上ご利用されていないお口座を対象として未利用口座管理手数料の徴求を開始させていただきます。それにともない、手数料徴求を免除させていただくお客さまのお取引内容の条件を一部見直しさせていただいたことから、2024 年10月1 日より規定を改定いたします。改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまにも適用されますので、改定される規定および改定の内容をお知らせします。

何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、今回の改定内容にはお客さまに不利となる不利益変更内容は含まれておりません。

1. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- (3) 定期性総合口座規定
- (4) 普通預金規定
- (5) 貯蓄預金規定
- (6) 納税準備預金規定

2. 改定内容

未利用口座管理手数料の徴求を免除させていただくお客さまのお取り引きに出資取引を追加いたします。

普通預金規定（これ以外の規定も同様に改定します）

変更後	変更前
<p>17.（未利用口座および未利用口座管理手数料） (1) (省略) (2) 未利用口座管理手数料 ①～⑥(省略) ⑦ 第3号にかかわらず、第1 項で未利用口座と判定した口座が次のいずれかに該当する場合は、第2 号の通知を発信せず、未利用口座管理手数料のお支払いを免除します。 ア. 未利用口座の残高が10,000 円以上の場合。 イ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、国債、投資信託、生命保険、損害保険、出資等の取引がある場合。 ウ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、融資取引がある場合。</p> <p>18. ～20. (省略)</p>	<p>17.（未利用口座および未利用口座管理手数料） (1) (省略) (2) 未利用口座管理手数料 ①～⑥(省略) ⑦ 第3 号にかかわらず、第1 項で未利用口座と判定した口座が次のいずれかに該当する場合は、第2号の通知を発信せず、未利用口座管理手数料のお支払いを免除します。 ア. 未利用口座の残高が10,000 円以上の場合。 イ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、国債、投資信託、生命保険、損害保険(追加)等の取引がある場合。 ウ. 未利用口座の取引店と同一店舗において、融資取引がある場合。</p> <p>18. ～20. (省略)</p>

改定する規定は下記のとおりです。

当座勘定規定	普通預金規定
当座勘定規定（専用約束手形口用）	貯蓄預金規定
定期性総合口座規定	納税準備預金規定

以上